フランスにおける再生可能エネルギー振興等に関する法律の成立

福井　千衣

【目次】

はじめに
Ⅰ　再生可能エネルギー振興に係る条文の修正の概略
Ⅱ　再生可能エネルギー振興に係る条文の主な内容
翻訳：エネルギー政策の基本方針を定める2005年７月13日の計画法律第2005－781号（抄）

はじめに

2005年７月13日、フランスでは、エネルギー政策の基本方針を定める2005年７月13日の計画法律[注1]第2005－781号（Loi n° 2005-781 du 13 juillet 2005 de programme fixant les orientations de la politique énergétique）が制定された。この法律は、フランスにおける再生可能エネルギーの振興を眼目とするものであり、本稿では「再生可能エネルギー振興等に関する法律」という。

フランスは原子力発電により生産した安価な電力を近隣諸国に輸出しており、国民も政府の原子力政策をおおむね容認している。このため、2001年９月27日のEU指令により義務付けられた再生可能エネルギー振興策を導入するにあたり、政府は、国民に対する説明のための理念を必要としていた。サルコジ経済・財政・産業相（当時）が、エネルギー基本法案の上程にあたり、原子力政策の維持を宣言する一方で、地球温暖化対策を念頭に置いた総合エネルギー政策の一環として再生可能エネルギーの振興が必要であるという見解を示したことは、その現われである[注2]。

このように、エネルギー基本法案は、そもそもエネルギー政策全般に関わる包括的内容をもつものであったうえに、風力発電などの再生可能エネルギー推進団体の積極論と、文化遺産を含む景観を重視する環境保護団体からの反対などに揺れ、審議の過程で大幅な修正が加えられることになった。政府が提出した当初のエネルギー基本法案（Projet de loi d'orientation sur l'énergie[注3]）は、全13か条及び付属書（Annexe）から成るものであったが、最終的に成立した法律は、全110か条及び付属書という膨大な量に膨れ上がった。

審議経過は次のとおりである。2004年５月５日に政府原案が下院に上程されてから、６月１日に下院で、次いで６月10日に上院でそれぞれの修正案が可決された。翌2005年に下院第2読会の審議が再開され、３月29日に下院で再修正案が可決、５月４日には上院で再び修正案が可決された。この後、両院合同同数委員会（CMP）が開催され、同委員会の妥協案が６月23日に両院で可決された。法案はこの後、野党議員の申立てにより、合憲性審査のため憲法院に付託されたが、憲法院は７月７日、合憲との裁決を下した。以上の経過を経て、2005年７月13日、最終的に、再生可能エネルギー振興等に関する法律が制定された。

こうして成立した再生可能エネルギー振興等に関する法律は、国家エネルギー戦略（第１章）、エネルギー需要の抑制（第２章）、再生可能エネルギー（第３章）、エネルギー送配電網の均衡及び質（第４章）、雑則（第５章）の全５章から構成される。

このうち、再生可能エネルギーに関する規定に関しては、第１章のエネルギー政策全体に係る条文（第４条）において、2010年をめどに国

内電力市場における再生可能エネルギーの消費量が総電力消費量の21％を占めるまで生産量を増やし、同じく2010年をめどに再生可能エネルギー源を利用した熱生産の比率を現状の1.5倍にすることが掲げられているが、その具体的奨励策は第３章に規定されている。

本稿では、第３章（第29条－第50条）の内容を紹介する。なお、本稿の後に第３章を訳出したので、参照されたい。

Ⅰ　再生可能エネルギー振興に係る条文の修正の概略

第３章は、政府原案では４か条から構成されていたが、上述のように修正に次ぐ修正の末、22か条に増えた（政府原案の４か条は、最終的に第30条、第33条、第35条、第47条となった）。両院で提案された修正案が審議の過程で最終的な法律の条文として採択されていった経緯は、概略次のとおりである。

○下院第１読会の修正案が採択された条：第29条、第32条、第49条、第50条

○上院第１読会の修正案が採択された条：第31条、第48条

○下院第２読会の修正案が採択された条：第34条、第36条、第37条（上院第２読会で修正）、第40条（上院第２読会で修正）、第41条、第42条（上院第2読会で修正）、第43条－第46条

○上院第2読会の修正案が採択された条：第30条、第38条－第39条

Ⅱ　再生可能エネルギー振興に係る条文の主な内容

⑴　再生可能エネルギーの定義（第29条）

前述の2001年９月27日のEU指令は、正式には、再生可能エネルギー源から生成された電力の振興に関するEU指令（2001/77/EC）[注4]（以下「2001年EU指令」という。）という。この2001年EU指令の第２条の規定に基づき、再生可能エネルギーの定義が行われた（第29条）。政府原案では、再生可能エネルギーに関する規定は電気として利用される再生可能エネルギーに限られていたが、下院の第１読会で、2003年11月作成のエネルギー白書の数字に基づいて修正が加えられた[注5]。同白書によると、熱として利用される再生可能エネルギーは、エネルギー国内消費量の4.5％を、また再生可能エネルギーの国内消費量の３分の２を占めていた。このことを考慮して、再生可能エネルギーの中に、電力として利用されるエネルギーとは別に、熱として利用されるバイオマス、バイオガス、廃棄物ガス、地熱、太陽熱が含まれることが明記された。

⑵　住居における再生可能エネルギーの奨励（第30条-第32条）

第30条は、審議の過程で再三修正が重ねられた条文であるが、上院第２読会での修正が最終的に採用された。都市計画法典の第１編第２章に、住居におけるエネルギー効率の促進及び再生可能エネルギーの導入の促進に係る２か条から成る第８節を新設する。

市町村が策定する地方都市計画（PLU）において、新規建設の際に再生可能エネルギーを導入することが推奨された（第31条）。具体的には、断熱又は再生可能エネルギーを利用する設備を導入する改修工事について、土地占有係数を超える建築を認めるなどの措置が講じられることが想定されている。

SOFERGIE（省エネルギー投資に対する融資）の適用範囲が拡大され、1980年７月15日の法律で設置された省エネルギー及び再生可能エネルギー生産への融資会社の投資方法は、第32条の規定により、従来のリース（長期賃貸）とレンタル（短期賃貸）に加え、信用による方法が可能になった。

⑶ 電気として利用される再生可能エネルギー

⒜ 電力源証明書、再生可能エネルギー振興可能性の評価、その他（第33条、第34条、第39条、第42条、第45条、第49条）

第33条は、2001年EU指令を国内法化するための規定である。電力源証明書は、消費者に対して電力の原料の周知をはかり、購入電力の選択肢を提示することにより、再生可能エネルギー源から生成されたエネルギーへの需要を促進することを目的とする。電力源証明書を発行する送電系統管理部門（GRT）又は配電系統管理部門（GRD）は、エネルギーの生産及び供給の競争活動に関して、完全な中立性を保障する。さらに、購入義務（obligation d'achat）により、再生可能エネルギー証明書を有する生産者からエネルギーを購入した者は、その支払いについて代位弁済[注6]を受けることを規定した段落が、下院第1読会で加えられた。

フランスでは、EUが2004年2月11日に出した、熱需要に基づくコージェネレーションの国内市場における振興に関するEU指令（2004/8/EC）[注7]に基づき、再生可能エネルギー振興等に関する法律の規定の一部を、コージェネレーションにも拡大して適用する（第33条）。

再生可能エネルギーの生産能力が複数年度投資計画（PPI）の目的を満たさない場合にも、エネルギー所管大臣が競争入札（appel d'offre）を行うことができるように、競争入札前のGRT又はGRDへの意見聴取の手続が省略され、競争入札の適用条件が緩和された（第34条）。

租税一般法典第1609条の5のCに規定される市町村共同体[注8]の理事会の権限が、風力発電施設に課せられる事業税[注9]の徴収についても拡大された（第39条）。

区域ごとの再生可能エネルギー振興可能性の評価の方法が定められる（第42条）。GRTは、GRD、生産者、供給者、及び消費者から情報を収集し、少なくとも2年に1度、複数年度投資計画の準備となる総括報告書を作成する。

第45条にいう水資源管理に関する行政行為とは、水力発電の許可及び認可、水資源整備管理基本計画（SDAGE）又は水資源整備管理計画（SAGE）[注10]の採択をさす。これらの行政行為は、すべて、エネルギーに関する総括の後に行われる。

省エネルギーによる温室効果対策への地方の協力が定められた（第49条）。

⒝ 水力発電（第35条-第36条、第41条、第43条、第44条、第46条-第48条）

フランスでは、水力発電が再生可能エネルギー源による発電の9割を占めており、この再生可能エネルギー振興等に関する法律においては、最少水量のタービンを使った水力発電施設に対する優遇措置が規定されている（第35条、第47条）。

購入義務の対象となる発電施設の出力は、公共電気サービスの現代化及び振興に関する2000年2月10日の法律第2000-108号[注11]（以下「2000年法」という。）第10条の規定により、12メガワット以下に制限されていたが、水力発電奨励のメカニズムとして競争入札制度が共存しているため、再生可能エネルギー振興法第35条はこの制限枠を撤廃することにより、水力発電施設の利用を推進する（1°）。同条2°は、新型の最少水量のタービン発電施設を奨励するための規定である。

固定価格買取制度において提示される再生可能エネルギーの価格は、購入者が負担することを望まない投資及び開発に係る費用に、当該エネルギーの生産による環境保護政策への貢献に対する補助としての奨励金を付加し

て、設定される（第36条）。

その他、水力発電のために水資源の安定的管理を定めた（第41条）。

第43条は、環境法典に規定されるSDAGE及びSAGEにおいて、複数年度投資計画を考慮することを定める。なお、上院の修正により、州風力計画において潜在的風力発電能力に関する見積りを行うことも規定された。

20％を上限として、水力発電施設が許可又は認可を取得した後に発電容量の増加を申請することが認められる（第44条）。

最少水量のタービン設備の新設は、環境法典に規定する公益に基づく開発とみなされ、その許可手続が簡略化される（第46条）。

第47条は、水力発電施設の設置に係る行政手続を簡素化する規定である。環境法典の所定の規定の条件を満たしている水力発電施設は、公衆衛生、安全に危害を与えるおそれがある等の場合を除き、その設置の許可又は認可の手続を免除される。

また、公開聴聞手続(注12)を行わずに水力発電施設の工事又は運営が認められる条件は、別途デクレで定められるが、それは、一時的、周期的であって自然環境に重大かつ持続的な影響を与えないような場合とされている（第48条）。

(c) 風力発電（第37条-第38条、第40条）

風力発電施設の乱立が景観を損ねるのではないかとの懸念から、下院で提案された第37条は、風力発電振興地区の設定について規定し、風力発電は、潜在的風力発電容量、公共送配電網への接続可能性及び景観の保護を条件として、購入義務の対象とされることになった。風力発電振興地区は、市町村又は市町村共同公施設法人（établissement public de coopération intercommunale）の提案に基づき、県知事が決定する。風力発電振興地区の決定のための期間を考慮して、再生可能エネルギー振興等に関する法律の制定後２年間は、風力発電が購入義務の適用を受けるための12メガワット以下という制限を定めた現行の2000年法第10条の規定が適用される。

洋上風力発電が正式に競争入札の対象とされ、その許可制度が定められた（第38条）。

また、環境法典Ｌ第553-3条の規定に基づき、風力発電の開発者は、風力発電施設の設置による地層の破壊及びその修復の責任を負うが、第40条の規定により、洋上風力発電に限って財政保障の対象とされることになった。

(4) 熱として利用される再生可能エネルギー（第50条）

最終消費者が熱として利用する再生可能エネルギーが、複数年度投資計画の対象として含められることになった（第50条）。

注

＊インターネット情報は、すべて2005年８月31日現在である。

＊法令はすべて、フランス政府法令サイト <http://www.legifrance.gouv.fr/> より検索した。

(1) 計画法律（loi de programme）は、第５共和国憲法第34条に規定に基づき、国の経済的及び社会的活動目標を定める法律をいう。

(2) フランス下院サイト：<http://www.assemblee-nationale.fr/12/dossiers/energie.asp>

(3) 詳しくは福井千衣「フランスの再生可能エネルギー振興策（特集 再生可能エネルギー）」『外国の立法』225号，2005.8，pp.52-60を参照されたい。

(4) EUサイト：<http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexplus!prod!DocNumber&type_doc=Directive&an_doc=2001&nu_doc=0077&lg=FR>

(5) 「経済環境国土委員会報告書（2004年５月12日）」（フランス下院サイト：<http://www.assemblee-nationale.

fr/12/rapports/r1597.asp>）の「第２章 再生可能エネルギー」を参照。

(6) 代位弁済とは、債務者以外の者が債務者に代わって債権者に弁済することをいう。

(7) 「熱需要に基づくコージェネレーションの国内エネルギー市場における振興に関してEU指令92/42/CEEを改める2004年２月11日のEU指令2004/8/CE（Directive 2004/8/CE du Parlement européen et du Conseil du 11 février 2004 concernant la promotion de la cogénération sur la base de la demande de chaleur utile dans le marché intérieur de l'énergie et modifiant la directive 92/42/CEE）」。EUサイト：<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32004L0008:FR:HTML>

(8) 市町村共同体（communauté de communes）は、農村地帯に位置する複数の市町村が協力するための公施設法人。その設置は、関係市町村が決定する。市町村共同体は、法律に列挙された市町村の若干の権限又は当該地域の整備若しくは経済的発展に関する若干の権限を、構成単位である市町村に代わって行使する。

(9) 事業税は、商工業、自由業、手工業を営む自然人又は法人から、地方公共団体のために徴収される直接税をいう。事業税の課税標準は、通常、各々の納税義務者にとっては、事業用建物の賃貸価額と支払った給与総額の一部の合計に相当する。

(10) SDAGEは、schéma directeur d'aménagement et de gestion des eaux、SAGEは、schéma d'aménagement et de gestion des eauxの略。

(11) Loi no 2000-108 du 10 février 2000 relative à la modernisation et au développement du service public de l'électricité.

(12) enquête publique préalable. 公共土木工事が公衆に及ぼす影響に関する公害調査などの、行政活動や行政処分の公益utilité publiqueに関し利害関係人等の意見を聴く事前的諮問手続をいう。

参考文献（注で記したものは除く）

・山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会，2002.

・中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典　第２版』三省堂，2002.

・「3. 各国の主な省エネルギー政策」『エネルギー需要動向と省エネルギー対策について』経済産業省サイト：<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g31225e30j.pdf>

・東海邦博・渡辺睦浩「フランス政府、電力自由化法最終草案を発表　独立規制機関創設、新規建設は許可制に」『海外電力』40(12)，1998.12，pp.2-8；東海邦博・渡辺睦浩・浜田史郎訳「資料紹介　フランス政府の電力自由化法最終草案（全文訳）」同上，pp.74-90.

（ふくい　ちえ・海外立法情報課）

エネルギー政策の基本方針を定める 2005年７月13日の計画法律第2005-781号［抄］（全５章のうちの第３章）

Loi n° 2005-781 du 13 juillet 2005 de programme fixant les orientations de la politique énergétique

福井　千衣 訳

第３章　再生可能エネルギー

第29条　再生可能エネルギー源とは、風力、太陽光、地熱、波力、潮力及び水力のエネルギー並びにバイオマス、廃棄物ガス、汚水浄化施設から発生するガス及びバイオガスから採取されるエネルギーをいう。

バイオマスは、動物性及び植物性の物質を含む農業、林業並びに隣接産業の生産物、廃棄物及び排泄物のうち、微生物により分解されるもの、並びに産業及び家庭ごみのうち微生物により分解されるものをいう。

第１節　都市計画に関する規定

第30条　都市計画法典第１編第２章の末尾に次の第８節を加える。

第８節　住居におけるエネルギー効率及び再生可能エネルギーの促進に係る規定

Ｌ第128-１条　20％の上限及び地方都市計画の他の規制の範囲内で、エネルギー効率の基準を満たす建設又は再生可能エネルギー生産設備を含む建設については、土地占有率の超過を認める。

考慮される効率の基準及び施設は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

建設の超過部分は、法定上限密度（plafond légal de densité）の超過に由来する支払いの対象とならない。

Ｌ第128-２条　Ｌ第128-１条の規定は、市町村議会の決定により、市町村に適用する。

第31条　都市計画法典Ｌ第123-１条第20段落（13°）の次に14°を加える。

14°　景勝保護及び景観保全を条件として、新規建設のエネルギー供給のために、当該建設の性質に応じて、再生可能エネルギーの利用を推奨する。

第32条　節電及び熱利用に関する1980年７月15日の法律第80-531号第30条Ⅰ第１段落中、1987年財政法律（1986年12月30日の法律第86-1317号）第87条Ⅱ第１文中、並びに環境法典Ｌ第541-39条第１文中「及び不動産」の次に「信用の」を加える。

第２節　電気として利用される再生可能エネルギー

第33条　公共送電系統管理部門又は公共配電系統管理部門は、これらの系統に接続した生産者の申請に基づき、系統に注入され、かつフランスで再生可能エネルギー源又はコージェ

ネレーションを用いて生産された電力量に関する電力源証明書を発行する。系統に接続していない生産者及び再生可能エネルギー源又はコージェネレーションを用いた自家発電による電力の消費者が申請する場合には、公共送電系統管理部門は、これらの者に対して電力源証明書を発行する。

電力源証明書の交付手数料は、申請者が負担する。

前記2000年２月10日の法律第2000-108号[注1]第８条、第10条又は第50条の適用により、フランスで再生可能エネルギー源又はコージェネレーションを用いて生産された電力を購入した者は、対応する電力源証明書の交付を受ける資格において、当該電力の生産者に対する弁済について代位される。

公共送電系統管理部門は、電力源証明書の記録簿を作成し、最新の状態に保つ。この記録簿は、一般に公開する。

電力源証明書の交付及び記録簿の維持の条件、当該サービスの利用料金、並びに公共送電系統管理部門及び公共配電系統管理部門に付与される行為及び監督の権限及び方法は、コンセイユ･デタの議を経るデクレで定める。

第34条　前記2000年２月10日の法律第2000-108号第８条を次のように改める。

１°　第１段落の「募集選考（appel d'offre）」の次から末尾までを削る。

２°　第４段落の最終文の前の文の末尾に「計画の最終的な事項、とくに位置の決定が行われた場合には、直ちに、又は選考された候補者の申請に基づき、」を加える。

第35条　前記2000年２月10日の法律第2000-108号第10条を次のように改める。

１°　第３段落（２°）の最終文の前の文中、「かつ購入義務（obligation d'achat）の対象となる」を削る。

２°　同段落の次に次の一段を加える。

現行の水力発電の許可又は認可の取得者が建設した環境法典Ｌ第432-５条に規定する最少水量タービンを備えた新しい施設は、当該施設の発電量が前段落（２°）に規定するデクレで定める制限を遵守するという条件で、主たる構築物とは別に、購入義務の対象とする。

第36条

Ⅰ　前記2000年２月10日の法律第2000-108号第10条第８段落[注2]第１文を次の二文に改める。

この条の適用によりフランス電力会社と前記1946年４月８日の法律第46-628号第23条に規定する非国有配電会社が締結した契約は、購入者が拒否した投資及び開発に係る費用を考慮して、購入の条件を定める。ただし、この法律の第１条第２段落に定める目標の達成に対する生産又は関連産業の貢献を考慮した奨励金を加えることができる。この奨励金の水準は、これらの活動に固有の危険及びこれらの施設の生産物の全体が固定価格で流通することの保障を考慮して、購入義務の適用を受ける施設内での固定資産に係る収益が一般の資産運用収益を超えないようにする。

Ⅱ　この条は2006年３月31日から発効するものとする。

第37条

Ⅰ　前記2000年２月10日の法律第2000-108号第10条を次のように改める。

１°　２°第１文中「再生可能エネルギー」の語の次に「大陸本土の系統に接続された地区に設置された風力発電施設を除き、」を加える。

2°　2°の次に次の3°を加える。

3°　第10-1条に規定する方法に基づいて定められる風力発電振興地区中の区域に設置された風力発電施設

Ⅱ　同法第10条の次に次の第10-1条を加える。

第10-1条　風力発電振興地区は、潜在的風力発電容量、系統への接続可能性並びに景観、歴史的建造物及び景勝保護地の保護に応じて、県知事が定める。風力発電振興地区は、提案された区域にその領域の全部若しくは一部が含まれる一若しくは複数の市町村、又は固有の税制をもつ市町村共同公施設法人が提案する。ただし、その領域の全部又は一部が提案された区域に含まれる一若しくは複数の構成市町村の合意を条件とする。

風力発電振興地区の提案は、その区域を明記し、その区域において第10条の規定の適用を受けることのできる風力発電施設の最大及び最小容量を定める。風力発電振興地区の提案は、潜在的風力発電容量、系統への接続可能性並びに景観、歴史的建造物及び景勝保護地の保護の観点から、その計画がもたらす利益の評価を容易にする要素を伴うこととする。

県知事の決定は、提案に基づき、自然、景観及び景勝地を所管する県委員会並びに領域の全部又は一部が風力発電振興地区に含まれる市町村に隣接する市町村の意見を聴取した後、提案の受理から6月以内に下される。これらの意見は、知事の請求から3月以内に回答されない場合には、同意したものとみなす。知事は、風力発電振興地区との調和及び景観保護のための風力発電所の再編に配慮する。

環境法典L第553-4条に規定する州の風力発電計画は、風力発電振興地区を含むものとする。

Ⅲ　前記2000年2月10日の法律第2000-108号第10条の規定は、この法律の公布の後2年間、この法律による改正以前の規定のまま、風力発電の開発者の申請に基づき、この期間に行政庁がこの法律による改正以前の同条の規定の適用により購入義務の対象となることを認め、かつ、同期間にその建設許認可の申請に係る完全な書類が提出された風力発電施設に適用する。

Ⅳ　環境法典L第553-2条Ⅰ中、「公共電気サービスの現代化及び振興に関する2000年2月10日の法律第2000-108号第10条第3段落（2°）に規定する同一の生産地点における総発電容量が2.5メガワットを超える」を「支柱の高さが50メートルを超える」に改める。

第38条　都市計画法典L第421-2-3条に次の3°を加える。

3°　内水又は領海にある再生可能エネルギー源を用いた発電施設が公共送配電網に接続され、かつ建設の許認可を義務付けられている場合には、当該許認可は、公共送電網又は公共配電網への接続地点が設置される市で申請する。当該建設許認可の指示を行うために、当該市町村の長は、基礎自治体である市町村の長の権限を行使する。

第39条　租税一般法典第1609条の5のC（article 1609 quinquies C）Ⅱを次のように改める。

1°　第1段落第1文の次に次の一文を加える。

市町村共同体理事会（conseil d'une communauté de communes）は、エネルギー政策の基本方針を定める2005年7月13日の計画法律第2005-781号の公布の日から、同じ条件において、これらの市町村の領域に設置された風力発電施設に課せられる事業税をその構

成市町村（communes membres）に代わって徴収することを決定することができる。

2° 第１段落最終文の末尾に「経済活動の」を加える。

3° 次の５°を加える。

5° 市町村共同公施設法人は、領域の全部又は一部が風力発電振興地区内に位置する一又は複数の市町村、又は風力発電振興地区がない場合にはⅡ第１段落に規定する発電施設の設置市町村、及び市町村共同公施設法人を構成する隣接市町村に対し、風力発電施設に起因する環境損害補償割当を支払う。この割当額は、これらの施設から徴収された事業税の金額を超えることはできない。

第40条　環境法典Ｌ第553-３条を次のように改める。

1° 末尾の「コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件において」を削る。

2° 次の二文を加える。

海上の公産に設置された発電施設は、建設開始の日からこの財政保障の対象とする。財政保障の対象となる建設の条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

第41条　環境法典Ｌ第211-１条を次のように改める。

1° Ⅰ５°を次のように改める。

5° 経済資源としての水及び再生可能エネルギー源を用いた電力生産の振興のための水の活用（valorisation）、並びに当該資源の分配

2° Ⅱ４°中「エネルギー生産」の次に「とくに電気システムの安全を保障するための」を加える。

第42条

Ⅰ　前記2000年２月10日の法律第2000-108号第６条Ⅰを次のように改める。

1° 最終段落の第１文中「この計画を策定するために」の次に「公共送電網に接続されていない地区の全領域を考慮して対象区域とする」を加える。

2° 同段落の末尾に次の四文を加える。

この総括報告書の作成のために、公共送電系統管理部門は、公共配電系統管理部門、生産者、供給者及び消費者からあらゆる有益な情報を収集する。公共送電系統管理部門は、収集した情報の秘密を保持する。この総括報告書中に記載する事項、その策定方法及び公共送電系統管理部門がエネルギーを所管する大臣に国内需要と供給可能な電力の不均衡の危険性を申し立てる条件は、デクレで定める。大陸本土の系統に接続されていない地区の公共配電系統管理部門は、所管する地区の電力の需給均衡に関する予測報告書を作成する。

Ⅱ　同条Ⅰの末尾に次の段落を加える。

エネルギーを所管する大臣は、再生可能エネルギー源を用いた発電施設群の振興可能性に係る地区ごとの評価であって、複数年度投資計画を考慮したものを公開する。

第43条　環境法典を次のように改める。

1° Ｌ第212-１条Ⅲの末尾に次の一文を加える。

当該計画は、電気公共サービスの現代化及び振興に関する2000年２月10日の法律第2000-108号第６条Ⅰの適用によ

り定める潜在的水力発電容量に関する地区ごとの評価を考慮して作成する。

2° L第212-5条第2段落の末尾に次の一文を加える。

当該計画は、前記2000年2月10日の法律第2000-108号第6条Iの適用により発電される水力電気の地区ごとの評価を考慮して作成する。

3° L第553-4条Iの末尾に次の一文を加える。

同計画は、電気公共サービスの現代化及び振興に関する2000年2月10日の法律第2000-108号第6条Iの適用により定める潜在的風力発電容量の地区ごとの評価を考慮して作成する。

第44条 水力エネルギーの利用に関する1919年10月16日の法律第2条の末尾を次のように改める。

認可又は許可を受けた施設又は工作物の出力は、所管行政庁への申請により、一回に限り、20%を上限として増やすことができる。この条の意味において企業が服する規制は、この増加により企業に認められる出力が4,500キロワットを超え、行政庁による認可又は許可の更新又は変更を必要としない場合を含め、上記の増加によって変更されない。出力の増加は、工作物の安全性及び保全に損害を与えないことを条件として認める。

第45条 前記1919年10月16日の法律第2条の次に次の第2-1条を加える。

第2-1条 この法律の第1条第1段落又は第2条第5段落、環境法典L第212-1条Ⅲ及び同法典L第212-3条第1段落の適用による水資源の管理に関する行政行為は、温室効果を強化するガスの削減及び再生可能エネルギー源を用いた電力生産の振興という国家目標の観点からみた結果を評価するエネルギーに係る総括の後に行われる。

第46条 最少水量のタービン設備の新設の公認は、環境法典L第122-1条の規定により定める場合を除き、1919年10月16日の法律第28条5°の適用により定める手続の対象とする。

第47条 前記1919年10月16日の法律第1条の末尾に次の段落を加える。

環境法典L第214-1条からL第214-11条に定める規定により公認された施設又は工作物による水力エネルギーの開発は、同法典L第214-3条の規定の適用を受ける場合を除き、この条の第1段落に規定する認可又は許可手続の免除を受ける。

第48条 環境法典L第214-4条に次のⅣを加える。

Ⅳ 公認された水力発電企業に対し、一時的、周期的であって自然環境に重大かつ持続的な影響を与えない性質の工事又は活動を公開聴聞手続なしに認める条件は、デクレで定める。当該企業は、その対象期間を申請する。エネルギー政策の基本方針を定める2005年7月13日の計画法律第2005-781号の公布の日に効力を有するデクレの規定は、上記に定めるデクレの規定に一致しない場合には、廃止する。

第49条 地方公共団体一般法典L第1111-2条第2段落第1文を次のように改める。

市町村、県及び州は、国とともに、国土の管理及び整備、経済、社会、保健衛生、文化及び科学の振興並びに環境保護、

エネルギーの制御及びその理性的利用による温室効果対策並びに生活環境の改善に協力する。

第３節　熱として利用される再生可能エネルギー

第50条　エネルギーを所管する大臣は、熱生産のためのエネルギー生産に対する複数年度投資計画を策定し公示する。同大臣は、この枠内において、再生可能エネルギー源を用いた発電施設群ごとに、必要な場合には地区ごとに目標値を定める。

注

(1)「公共電気サービスの現代化及び振興に関する2000年２月10日の法律第2000-108号（Loi no 2000-108 du 10 février 2000 relative à la modernisation et au développement du service public de l'électricité）」。フランス政府法令サイト <http://www.legifrance.gouv.fr/> より検索。

(2) ここで言及されている2000年２月10日の法律第10条第８段落は、再生可能エネルギー振興等に関する法律の審議過程で、別の法律（電気及びガスに係る公共サービス並びに電力及びガス会社に関する2004年８月９日の法律第2004-803号第33条）により改正される前の法文中での段落を指す。この改正の結果、第10条の段落が増えたため、正しくは「第10段落」となる。

（**ふくい　ちえ**・海外立法情報課）